

令和元年度第2回水戸市公設地方卸売市場運営協議会 次第

日 時 令和2年2月21日(金)
午前10時30分から
場 所 水戸市公設地方卸売市場
中央棟 2階会議室

議 題

(1) 卸売市場法の改正等に伴う市場運営ルール(案)について

(2) 令和2年度再整備事業(予定)の主な内容について

(3) その他

卸売市場法の改正等に伴う市場運営ルール（案）について

1 趣旨

卸売市場法の改正等に伴い、水戸市公設地方卸売市場が県知事の認定による地方卸売市場として、公正な取引環境の確保及び市場の活性化を図るため、市場運営ルールの見直しを行うものです。

2 ルール見直しの視点

(1) 取引規制の緩和

産地や消費者等の多様なニーズに柔軟、迅速に対応し、卸売業者や仲卸業者の集荷力・販売力を強化するため、現行の取引規制の緩和を基本とします。

(2) 公正な取引環境の確保

法に定める取引参加者の遵守事項を規定するとともに、適切な監督等を行うため必要な規定を整備し、公正な取引環境を確保します。

(3) 生鮮食料品等の安全・安心の確保

食品衛生法その他関係法令等を遵守した物品の品質衛生管理に係る措置を規定し、消費者等の信頼と生鮮食料品等の安全・安心の確保に努めます。

(4) 業務の効率化

現行の申請や承認の手続き、届出等に係る事務手続きの簡素化を図り、市場関係事業者の業務の効率化に努めます。

3 主な内容

項目	内容
(1) 取扱品目（変更）	青果部・水産物部において取扱品目を拡大する。 ※ 飲食料品や資材を追加
(2) 卸売の業務の許可等（新規）	卸売の業務の許可、事業の譲渡等に係る規定を定める。 ※ 現行、県知事から卸売の業務の許可を受けている卸売業者については、みなし規定を定め、対応する。
(3) 買受人の承認（変更）	現行どおり、承認の有効期間を設けないこととするが、承認後、5年を経過するごとに欠格要件に該当しないことを誓約する書面の提出を求める。
(4) 市場の業務の方法（新規）	卸売業者による売買取引の方法や取引参加者の決済の方法、市場の売買取引の結果等について、市長による公表規定を定める。 取引参加者の遵守事項を遵守させるため、市長による監督等の規定を定める。

(5) 取引参加者の遵守事項等（新規）	—
ア 改正法に定める遵守事項	—
① 売買取引の原則（継続）	取引参加者による公正、効率的な売買取引を定める。
② 差別的取扱いの禁止（継続）	卸売業者による出荷者又は卸売の相手方に対する差別的な取扱いの禁止を定める。
③ 売買取引の方法（継続）	卸売業者による卸売の方法を定める。 ※ せり売、入札又は相対取引 せり売又は入札の方法による卸売を行う場合の相手方は、原則として仲卸業者及び買受人
④ 売買取引の条件の公表（新規）	卸売業者による公表を規定する。 ※ 営業日及び営業時間（販売開始時刻及び販売終了時刻を含む。）、取扱品目、物品の引渡しの方法など
⑤ 決済の確保（一部新規）	取引参加者が市場において売買取引を行う場合の支払期日、支払方法等を規定する。 卸売業者による市長への事業報告書の提出、出荷者から当該報告書の閲覧の申出があった場合の卸売業者の対応を規定する。
⑥ 売買取引の結果等の公表（新規）	卸売業者による定期的な公表を規定する。 ※ 主要な品目の卸売の数量、金額、委託手数料の受領額や奨励金等の交付額
イ 市場独自の遵守事項等（新規）	—
① 第三者に対する卸売（変更）	卸売業者の販路拡大により、市場全体の取引の活性化を図るため、原則禁止の規制を緩和し、卸売業者が第三者（仲卸業者及び買受人以外の者）に対して卸売を行う場合は、市場取引の秩序への配慮を規定する。 第三者に対する卸売を行った場合は、事業報告書と月間売上高報告書への計上を規定する。
② 市場外にある物品の卸売（変更）	物流の効率化や物品の鮮度保持を図るため、原則禁止の規制を緩和し、第三者に対する卸売に準じた取り扱いをする旨規定する。
③ 卸売業者による市長への報告（一部新規）	卸売業者の売買取引に係る事項【売買取引の条件（アの④）、売買取引の結果等（アの⑥）、月間売上高報告書】について市長への報告を規定する。
④ 仲卸業者の業務の規制等（一部変更）	仲卸業者の品揃えの充実と販売力の強化により、市場全体の取引の活性化を図るため、直荷引きの原則禁止に係る規制を緩和し、仲卸業者が直荷引きを行う場合は、市場取引の秩序への配慮を規定する。 直荷引きを行った場合は、仕入金額（税込み）につい

項目	内容
	<p>て市長への報告を規定する。</p> <p>取引秩序の確保のため、販売の委託禁止を継続し、現行どおり、事業報告書、月間売上高報告書について市長への報告を規定する。</p>
⑤ 買受人の業務の規制等(新規)	<p>買受人が市場の卸売業者以外の者から買い入れた物品を市場において他の事業者への販売することを原則禁止し、やむを得ない事情等がある場合は、市長の承認制による例外規定を定める。</p> <p>例外規定を適用する場合、仲卸業者の直荷引きに準じて、販売した物品に係る仕入金額(税込み)、事業報告書、月間売上高報告書について市長への報告を規定する。</p>
⑥ 関連事業者の事業報告書の提出等(一部新規)	<p>取引実態の把握のため、事業報告書、月間売上高報告書について、市長への報告を規定する。</p>
⑦ 受託物品の検査、販売原票等の作成、売買取引の制限(継続)	<p>市場における公正な取引環境を確保するため、規定を定める。</p>
⑧ 衛生上有害な物品の売買禁止、物品の品質管理(継続)	<p>安全・安心な生鮮食料品等の供給確保、適正な品質管理の確保のため、規定を定める。</p>
○ 受託拒否の禁止(規制廃止)	<p>中央卸売市場に限った遵守事項であり、差別的取扱いの禁止規定(アの②)の継続で対応が可能である。</p>
○ 卸売業者の買受けの禁(規制廃止)	<p>多様な取引実態に対応し、市場取引の活性化を図る。</p>
(6) 使用料	—
① 仲卸業者市場使用料(変更)	<p>直荷引きを行った物品に係る仕入金額の1,000分の2.5に相当する金額に改める。</p> <p>※ 現行は、例外規定により、市長の承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(税込み)の1,000分の3.5に相当する金額</p>
② 買受人市場使用料(新規)	<p>例外規定により、市長の承認を受けて販売した物品に係る仕入れ金額の1,000分の2.5に相当する金額として規定する。</p>
③ ①, ②以外の使用料	<p>再整備を推進するための安定的な歳入を確保するため、令和2年度においても、卸売業者市場使用料(売上高割)、減価償却を考慮した市場施設の使用料(面積割)の見直しのほか、市場機能の強化に資する新設の施設の費用負担のあり方等について協議を進め、令和3年4月1日付けでの使用料の改定等を目指す。</p>
(7) ルール(条例改正)の施行期日	令和2年6月21日

(余白)

卸売市場法の改正に伴う共通の遵守事項等について

1 共通の遵守事項（地方卸売市場の場合）

区分	内容		備考
	改正卸売市場法	省令（改正卸売市場法施行規則）	
① 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。	—	
② 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。	—	
③ 売買取引の方法	卸売業者は、売買取引の方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。	—	
④ 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。	公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な公表方法により行われなければならない。 ① 営業日・営業時間 ② 取扱品目 ③ 生鮮食料品等の引渡しの方法 ④ 委託手数料等の種類・内容・金額 ⑤ 販売代金の支払期日・支払方法（業務規程に定められた決済の方法に即したものに限る。） ⑥ 奨励金等がある場合、その種類・内容・金額（その交付基準を含む。）	新規
⑤ 決済の確保	取引参加者は、決済の方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、	—	① 事業報告書は、当該事業年度経過後 90 日以内に、開設者に提出しなければならない。

区分	内容		備考
	改正卸売市場法	省令 (改正卸売市場法施行規則)	
⑤ 決済の確保	<p>当該事業報告書 (出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。) について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。</p>	<p>② 財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。</p> <p>③ 閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な公表方法によりさせなければならない。</p> <p>④ 卸売業者が閲覧の申出を拒否できる正当な理由として、次の場合とする。</p> <p>ア 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売する見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合</p> <p>イ 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合</p> <p>ウ 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合</p>	新規
⑥ 売買取引の結果等の公表	<p>卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果 (売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。) その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。</p>	<p>公表は、次に掲げる事項について、開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な公表方法により行われなければならない。</p> <p>① 日ごとの主要な品目の卸売予定数量</p> <p>② 日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格</p> <p>③ 月ごとの委託手数料の受領額及び奨励金等がある場合その月ごとの交付額</p>	新規

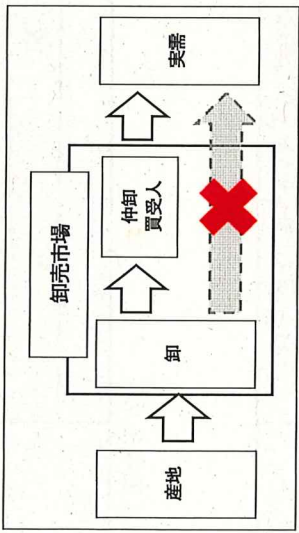
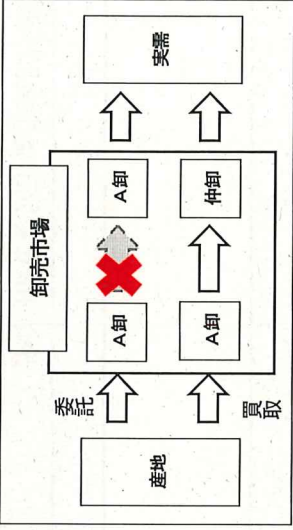
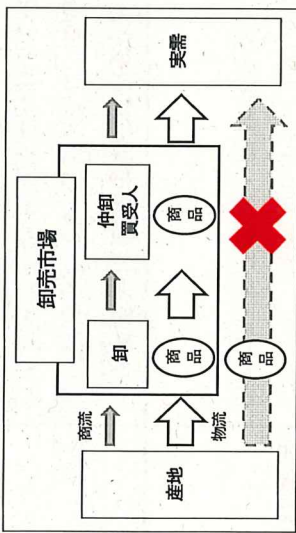
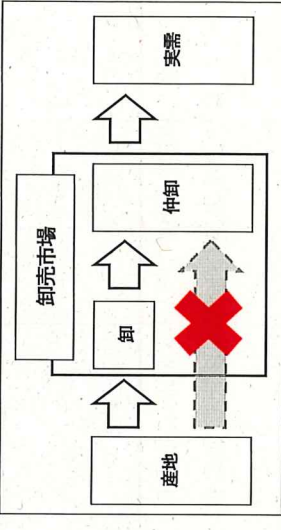
【参考1】開設者による公表事項（地方卸売市場の場合）

区分	内容		備考
	改正卸売市場法	省令（改正卸売市場法施行規則）	
① 売買取引の結果等の公表	開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。	公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な公表方法により行われなければならない。 ① 日ごとの主要な品目の卸売予定数量 ② 日ごとの主要な品目の卸売の数量・価格	
② 売買取引の方法・決済の方法の公表	業務規程に卸売市場の業務の方法として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。 イ 卸売業者の生鮮食品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法 ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法	公表はインターネットの利用その他の適切な公表方法により行われなければならない。	新規

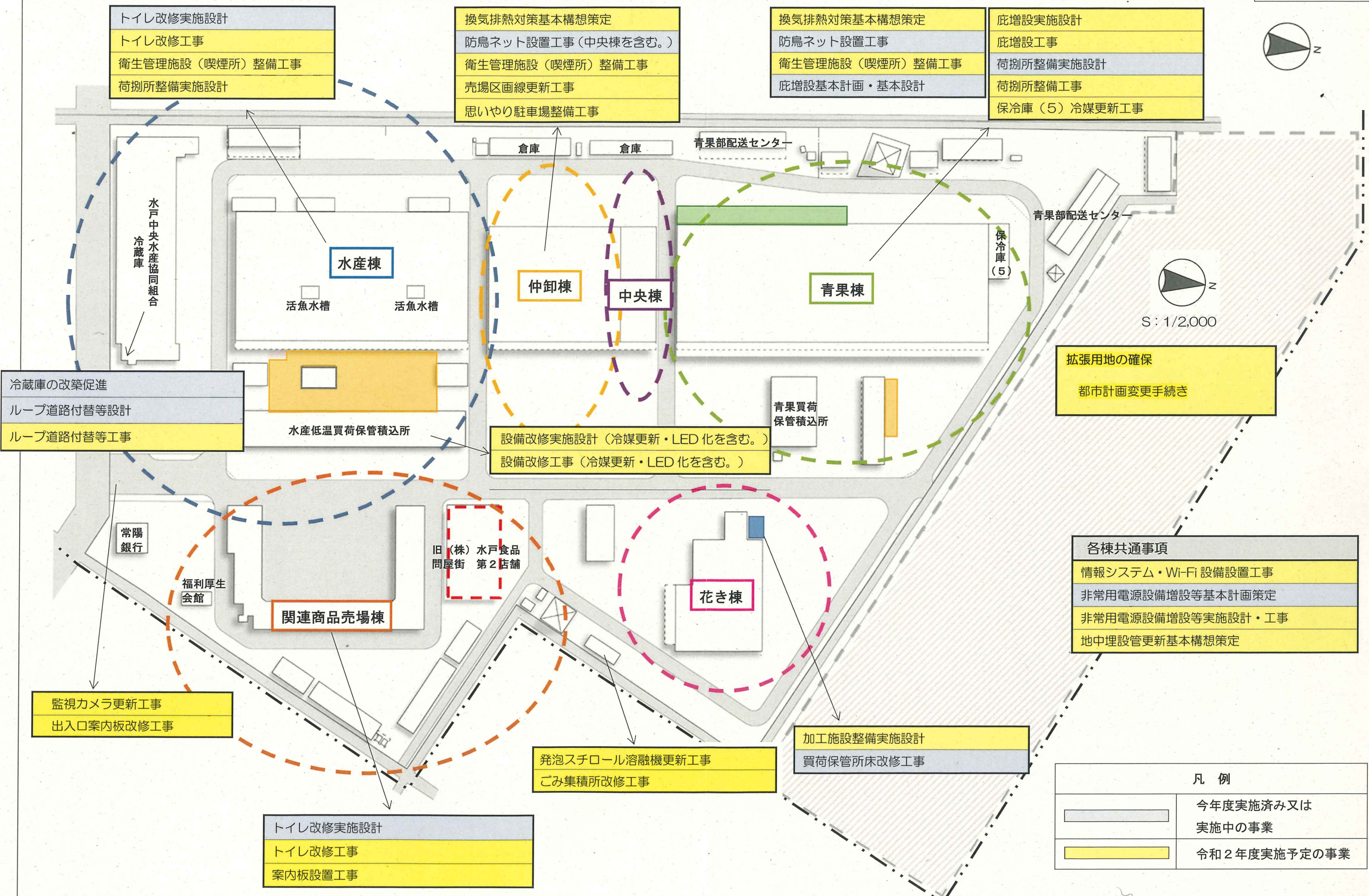
2 その他の遵守事項（主なもの）

区分	内容		備考
	改正卸売市場法	省令（改正卸売市場法施行規則）	
○その他の遵守事項	次に掲げる要件に適合するものであること。 イ 当該遵守事項が共通の遵守事項の内容に反するものでないこと。 ロ 取引参加者の意見を聴いて定められていること。 ハ 当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。 ※ 第三者販売、商物分離、直荷引きの原則禁止、自己買受けや受託拒否の禁止など	—	新規

【参考 2】 その他の遵守事項として検討すべき取引規制の例示

<p>① 第三者販売の原則禁止（例外規定あり：市条例第 40 条）</p> <p>卸売業者が市場の仲卸業者や買受人以外の者に対して卸売をすることを原則禁止する。</p> 	<p>③ 自己買受けの禁止（市条例第 43 条）</p> <p>卸売業者がその許可に係る物品を卸売の相手方として自ら買い受けることを禁止する。</p> 
<p>② 商物分離の原則禁止（例外規定あり：市条例第 42 条）</p> <p>卸売業者が市場外にある物品について卸売をすることを原則禁止する。</p> 	<p>④ 直荷引きの原則禁止（例外規定あり：市条例第 21 条）</p> <p>仲卸業者が市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売することを原則禁止する。</p> 

令和2年度再整備事業（予定）の主な内容について



各棟共通事項	
情報システム・Wi-Fi設備設置工事	
非常用電源設備増設等基本計画策定	
非常用電源設備増設等実施設計・工事	
地中埋設管更新基本構想策定	

凡例	
	今年度実施済み又は実施中の事業
	令和2年度実施予定の事業